

(別紙3)

よくある質問及び回答 (2022年1月26日時点版)

問1. どのような機関・者が登録確認機関として登録できるか。

答: 認定経営革新等支援機関、認定経営革新等支援機関に準ずる機関、個別法に基づく士業関連機関・者等から登録確認機関を募集しております。

詳細は、本紙の「1. (1)」をご確認ください。

問2. 登録確認機関の新規登録申込はいつからいつまで受付を行うのか。また、申込方法はどのように行えばよいか。

答: 新規登録の申込期間は、2022年1月18日から2022年4月15日までとなっております。なお、登録申込の受付期限は、登録状況並びに復活支援金の申請期間及び申請状況を踏まえて変更する可能性があります。

また、すでに月次支援金において登録確認機関として登録されている場合には、復活支援金においても引き続き登録確認機関として登録を継続することが可能です。

新規登録の方法は、月次支援金の登録確認機関から継続を希望する場合は、本紙の「1. (3)」を、復活支援金から新規登録を希望する場合は、本紙の「1. (4)」をご確認ください。

問3. 登録確認機関の登録申込に当たっては、どのような情報を提出すればよいか。

答: 別紙1をご確認ください。

問4. 登録確認機関の登録申込を行った後、登録完了のお知らせはどのようにくるのか。

答: 以下のメールアドレス宛に、事前確認に当たってご利用いただくシステムのID及びパスワードを送付いたします。

①WEB上の登録申込フォームからお申込をいただいた方

・登録申込に当たってご登録いただいたメールアドレス

②全国組織・団体経由でお申込をいただいた方

・登録申込に当たって「連絡窓口担当者のメールアドレス」に記載いただいたメールアドレス

問5. 検索サイトに記載されている情報を更新したいが、どのようにすればよいか。

答: 各登録確認機関のマイページ上に修正申込フォームのリンクがございますので、そちらより修正すべき事項をご提出ください。

問6. 復活支援金の登録確認機関の登録を辞退したいが、どのようにすればよいか。

答: 各登録確認機関のマイページ上に登録確認機関の辞退申出フォームのリンクがございますので、そちらより辞退をお申し出ください。

なお、辞退されたのちに登録確認機関としての業務を再度行いたい場合には、改めて新規登録申込を行っていただくことになります。

問7. 復活支援金の事前確認はいつからいつまで受付することができるか。

答：事前確認の受付期間は2022年1月27日から復活支援金の申請受付を終了する日の3営業日前までを想定しております。

問8. 業務が繁忙な場合や自らの継続支援関係ではない申請希望者から事前確認の依頼があった場合、断ってもよいか。

答：自らの継続支援関係に当たる申請希望者から求めがあった場合には、積極的なご対応をお願いします。また、自らの継続支援関係以外の申請希望者から事前確認の求めがあった場合についても、可能な範囲でご対応をお願いします。なお、申請希望者の求めがあったとしても、自らが事前確認を実施できない旨を説明した上で、事前確認を行わないことを判断しても差し支えありません。その場合、申請希望者に対して、事務局が設置するホームページで他の登録確認機関をお調べいただくようお願いください。

問9. メールや郵送による事前確認を行ってもよいか。

答：申請希望者と継続支援関係に当たるか否かに関わらず、メールや郵送のやり取りのみで事前確認を完了することは出来ません。テレビ会議システム又は対面により事前確認を実施してください。なお、申請希望者と継続支援関係に当たる場合には、電話による質疑応答等のみの確認で事前確認を実施することが可能です。

問10. 申請希望者は事前確認を第三者に委任することができるか。

答：中小法人等の場合は、代表取締役が自らの従業員等に事前確認を受けることを委任することができます。一方で、個人事業者等の場合には、本人が事前確認を受ける必要があります。なお、本人が未成年であるなど、合理的な理由がある場合には、第三者による同伴を認めます。

問11. 視覚や手指等に障害がある方から事前確認の依頼があった場合は、どのように対応すればよいか。

答：第三者の同伴のもとで対面で事前確認を行うなど、柔軟に対応してください。

問12. 登録確認機関は、自らの事前確認を行うことができるか。

答：自らを対象にした事前確認を行うことはできません。また、登録確認機関が事前確認を行おうとする中小法人等の役員又は代表を務めていたり、その発行済株式の過半数の株式を保有していたりする場合にも、当該中小法人等を対象にして事前確認を行うことはできません。その場合には、他の登録確認機関で事前確認を受けてください。

問13. 登録確認機関は、事前確認を行うに当たって、申請IDは10桁又は15桁のいずれを用いればよいか。

答：申請希望者がアカウントを発行した際に10桁の申請IDが発行されます。

登録確認機関におかれては、申請希望者の事前確認を行うに当たって、この10桁の申請IDを事前確認システムに入力してください。

なお、申請希望者が、マイページから「申請を開始する」ボタンを押下すると、復活支援金の枝番号が追加で5桁付与されて、15桁の申請IDが発行されます。

こちらの15桁の申請IDは、事前確認で用いることはありません。また、登録確認機関が用いる事前確認システムにおいては、申請IDは10桁までしか入力できないようになっておりま

す。

なお、申請希望者が一時支援金又は月次支援金を受給している場合は、復活支援金において、原則として改めて事前確認を行う必要はありません。

事前確認を行う前に、あらかじめ申請希望者にご確認いただけますようお願いいたします。

問14. テレビ会議システムでどのように本人確認や帳簿の確認を行えばよいか。

答：申請希望者に画面で見えるように書類を映してもらいましょうようお願いしてください。どうしても見ることができない場合には、事前確認を完了させずに終了し、他の手段での実施をご検討ください。

問15. 申請希望者の氏名に異字体の漢字が含まれており、事前確認システムに入力できない場合、どうすればよいか。

答：異字体により申請希望者の氏名をシステムに入力できない場合は、標準字体に置き換えて入力してください。

問16. 申請希望者が金融機関と預金取引や為替取引を行っている場合は、継続支援関係のうち、「④登録確認機関の反復継続した支援先」に該当するとして、事前確認の確認プロセスを省略してもよいか。

答：申請希望者が金融機関と預金取引や為替取引を行っているだけでは、継続支援関係のうち、「④登録確認機関の反復継続した支援先」には含みません。

問17. 申請希望者が金融機関の融資先の子会社や関連会社の場合は、継続支援関係のうち、「③預金取扱金融機関の事業性融資先（株式保有先含む）」に該当するとして、事前確認の確認プロセスを省略してもよいか。

答：当該金融機関が、当該申請希望者を融資先の連結子会社として、決算書を直接確認している等の場合であれば、継続支援関係のうち、「③預金取扱金融機関の事業性融資先（株式保有先含む）」に該当するとして、事前確認の確認プロセスを省略し、電話で、別紙2の「1. ～3. 及び7. ～10.（登録確認機関が申請希望者の新型コロナウイルス感染症影響による売上減少の要因を把握済みの場合は7. は確認不要）」のみについて確認することをもって代えても構いません。

問18. 別紙2の「5.」に関連して、書類の有無の確認について、書類に記載されている内容は確認しなくてよいか。

答：書類の内容を子細に確認する必要はありませんが、確定申告書又は帳簿書類等として体裁が整っているかについては確認してください。例えば、確定申告書であれば、收受日付印の押された所定のフォーマットであるかを確認してください。帳簿書類であれば、日付、商品名、販売先、取引金額等の基本的な事項が月別に記載されているものがあるか、また、それに関連した領収書や請求書等が複数あるかを確認してください。なお、確定申告書の控えについては、その写しであったとしても問題ありません。

問19. 別紙2の「5.」に関連して、確定申告書の控えに税務署ではなく、青色申告会による收受日付印がある場合、これを税務署の收受日付印とみなしてよいか（所属青色申告会以外の登録確認機関が事前確認を行う場合）。

答：申請希望者が、所属する青色申告会による「事業復活支援金申請における青色申告会の收受日付印にかかる確認書※」をお持ちの場合は、青色申告会による收受日付印を税務署の收受日付印とみなすことができます。（※当該青色申告会では收受日付印を押した会員の確定申告書の全てを税務署に提出していること等を証明する書類）

問20. 別紙2の「5.」及び「6.」に関連して、事業に関する書類が存在しない合理的な理由とは何か。

答：例えば、個人事業者等であって、雑所得又は給与所得で確定申告を行っており、かつ現金授受による取引を行っているために、請求書や通帳が存在しない場合等が挙げられます。

ただし、合理的な理由があったとしても、必要な書類が存在しない場合には、申請希望者に対して、改めて給付要件や提出書類等を確認していただくこと、必要な書類が存在しない合理的な理由があったとしても、審査時に給付要件を満たすか確認するために、代替書類の提出等を求める場合があることをお伝えください。

問21. 別紙2の「7.」に関連して、登録確認機関が、申請希望者の売上減少の要因がどの新型コロナウイルス感染症影響を受けたものかを判断して選択する必要があるのか。

答：申請希望者の売上減少の要因がどの新型コロナウイルス感染症影響を受けたものかについては、申請希望者自身が判断するものであり、登録確認機関は、申請希望者が申請時にマイページ上で選択する予定の項目を聴取し選択してください。

なお、申請希望者が、自らの事業状況と明らかに整合しない新型コロナウイルス感染症影響を選択している場合には、申請希望者に対して適切な影響を選択するよう再考を促してください（必要に応じて、申請希望者が適切な影響を選択できるようサポートをお願いします。）。

問22. 別紙2の「8.」に関連して、申請希望者が確認内容に対して「分からない」と回答した場合はどのように対応すればよいか。

答：質問の趣旨を丁寧にお伝えください。それでも「分からない」との回答があった場合には、事前確認を完了させずに終了し、事務局の相談窓口にお問い合わせいただくか、事務局のホームページをご覧ください。

問23. 別紙2の「8.」に関連して、事業を実施していれば、サラリーマン、アルバイト、学生であってもチェックを付けてよいか。

答：事業を実施していれば、給付要件を満たす限りは、サラリーマン、アルバイト、学生であっても給付対象になります。そのため、事業を実施していれば、チェックを付けていただいても構いません。

問24. 別紙2の「8.」に関連して、宣誓・同意事項に関する確認について、意味が分かれば、記載のとおり読み上げなくてもよいか。

答：別紙2の「8.」に記載のとおり確認してください。その上で、追加的に確認していただくことや補足していただくことは差し支えありません。

問25. 申請希望者の保存書類の内容についても、確認する必要があるか。

答：「事業に関する書類（確定申告書、帳簿書類、通帳）、その他の中小企業庁又は事務局が定める証拠書類等」には保存義務があることや、中小企業庁又は事務局から求められた場合に速やかに提出する必要があることを認識していることに関しては、別紙2の「8.」に基づき質問する必要はありませんが、申請希望者の保存書類の内容まで確認する必要はありません。

問26. 別紙2の「10.」に関連して、どのような場合に不審な点があると言えるか。

答：例えば、自らが持参した書類が何であるかを理解していない場合、質疑応答内容を紙にメモして読み上げているなど自分事のように話していない場合、売買の取引数が著しく少ない場合、第三者の指示を受けながら回答している場合等が挙げられます。

問27. 事前確認事項を満たさないにもかかわらず、事前確認通知番号の発行を依頼された場合はどのように対応すればよいか。

答：事前確認事項を満たさないと申請ができない旨をご説明いただいた上で、事前確認を完了させずに終了してください。

問28. 事前確認通知番号を発行した後、登録確認機関で対応することはあるか。

答：確認結果は、事務局に自動的に通知された後に、申請希望者のマイページに表示されるため（その旨申請希望者にお伝えいただいても結構です）、通知に関する特段の作業は必要ありません。また、申請希望者に事前確認通知番号をお伝えする必要もございません。

なお、事務局は、復活支援金の給付が終了した段階で、登録確認機関に対して、当該登録確認機関が事前確認通知番号を発行した者のうち、復活支援金を適切に受給した者をご連絡いたします。万が一、事前確認を行っていない者があった場合には、その旨を事務局の相談窓口まで報告してください。

問29. 事前確認を行った申請者が、その後の審査の過程で不正な申請であったこと等が判明した場合、登録確認機関が責任を問われることはあるか。

答：登録確認機関は、中小企業庁又は事務局が定める事前確認の方法に則り、事前確認を実施している限りにおいては、自らが事前確認した申請希望者が給付要件を満たさない申請・受給を行ったとしても、その責任を負いません。

ただし、給付要件を満たさない申請希望者に故意に事前確認通知番号を発行するなど不正な行為を行った場合には、この限りではありません。そのおそれがある場合には、当該登録確認機関のアカウントを停止し、中小企業庁又は事務局から問合せを行う場合があります。

問30. 国からの事務手数料に加えて、申請希望者に事前確認の対価（報酬）を求めてもよいか。

答：事務局から事前確認に関する事務手数料の支払を受ける場合には、自らが行う事前確認について、事前確認の対価（報酬）を一切得ることはできません。なお、事務手数料の支払いを受けることを辞退する場合には、この限りではありません。また、事務手数料の支払を受ける場合であっても、申請希望者から申請のサポート（申請手続やWEB申請システムの操作方法の説明等）の対価（報酬）を得ることはできますが、申請希望者である中小法人等・個人事業者等が厳しい経営環境にあること等も踏まえ、これらの対価（報酬）については、柔軟にご対応いた

だくようお願いします。なお、申請フォームの記入を有償で代行することは、行政書士法に抵触するおそれがありますのでご注意ください。

問3 1. 一部の申請希望者から事前確認の対価（報酬）を得ているが、一部の申請希望者からは事前確認の対価（報酬）を得ていない場合に、事前確認の対価（報酬）を得ずに事前確認を行った確認後受給者については、事務手数料の支払を受けることができるか。

答：登録確認機関は、事務局から事前確認に関する事務手数料の支払を受ける場合には、自らが行う事前確認について、事前確認の対価（報酬）を一切得ることはできませんので、一部でも申請希望者から事前確認の対価（報酬）を得ている場合は、事務局から事前確認に関する事務手数料の支払を一切受けることはできません。